

「おいしさ」効果とした特許

食品において「おいしさ」は消費者の商品選択時の最も重要な判断基準だ。官能特性を人の感覚器官で調べる官能評価による味や香りなど「おいしさ」を効果とした特許出願は食品メーカーにおいても近年、増加傾向にある。官能評価の特性や生かし方、出願時の注意点などについて三枝国際特許事務所の中野睦子副所長弁理士に聞いた。

◇ ◇
——官能評価の特性と
——官能評価とは味覚や嗅覚、触覚など感覚器官が感知できる属性について機械ではなく人が調べることをいう。食品においては甘い、しょっぱいなど味覚を糖度や塩分濃度として機器分析することは可能だが、「おいしさ」を数値化することはできないため、人の感覚器官で行う官能評価が有効といえる。
——具体的にどのような場面で生きますか。

三枝国際特許事務所



副所長 弁理士
中野 睦子氏

◇ ◇
——官能評価の特性と

——官能評価とは味

覚や嗅覚、触覚など感覚

器官が感知できる属性に

ついて機械ではなく人が

調べることをいう。食品

においては甘い、しょっ

ぱいなど味覚を糖度や塩

分濃度として機器分析す

ることは可能だが、「お

いしさ」を数値化するこ

とはできないため、人の

感覚器官で行う官能評価

が有効といえる。

——具体的にどのよう

な場面で生きますか。

中野 例えば、青汁が

体に良いことは周知で同

じ機能の商品が市場に溢

れている。しかし、まず

かったり飲みにくかった

りすれば、それを我慢し

ながら飲み続けることは

難しい。その場合、官能

評価を行い、おいしさや

食感を権利化するの

も一つの活用例だ。

——官能評価を行

う際の注意点は。

中野 官能評価は

人による感覚的な判断で

あるため曖昧さは否定で

きない。また、パネルご

とに味覚や感覚は異なる

中野 官能評価の目的

——まず、パネル間で

統一した評価基準を設け

ることが重要になる？

中野 官能評価の目的

酸味が増強する点に着

目し5段階評価で官能試

り、それを統一する難し
さがある。判断基準をパ
ネル間ですり合わせて統
一しておかなければ、5
段階評価したとしても各
自が自身の内的基準で判
断するため、評価が分か
れ有意差検定を行ったと
ころで信憑性の高いデー
タにならない。

にもよるが、味覚や食感
の差を識別する場合、有
意差検定には最低でも5
人、好ましくは10人程度
のパネルが必要だ。この
ため、予めパネル全員が
基準を設定する。

加えてこの場合、対象
とする酸味が何に由来す
るかを示すことも重要
だ。例えば、クエン酸に

ある。少しの矛盾が縦ひ
となり、発明の信憑性に
疑念が生じる可能性がある
からだ。

——記載する内容など
について、弁理士からの
的確なアドバイスが必要
と感じます。

中野 特許庁の審査・
審判や裁判に耐えられる
明細書の作成には、現在
の審査・審判や裁判傾向
を把握している弁理士が
携わることが望ましい。

官能評価の優位性と注意点

や試験方法の説明不足な
点とは。

中野 結果を○×△な
どアバウトに記載した明
細書も散見されるが、官
能評価の結果を唯一の効
果として特許を取得する
場合は、その結果に有意
差があるように記載する
ことが重要。出願後や登
録後に思わぬ先行技術が
出た場合でも、明細書に
有意差検定の内容を細か
く記載しておくことでつ
ぶされにくい強い権利に
なる。また、明細書は矛
盾がないようにしっかり
と作り上げておく必要が
ある。

——食品業界において
付加的ではなく、官能評
価をメインにした出願も
増えていますか？

——生理学的な効果の出願
が多かったが、最近
は「おいしさ」を謳った出
願も増えてきている。し
かし、官能評価だけで顕
著な効果や予期しない効
果として進歩性を主張す
ることは容易ではない。

そのための、複数の数値限
定を行い、その範囲内か
範囲外かで有意差検定を
行うなど、パラメータ発
明として出願を行うこと
も多い。

——今後、食品業界で
知的財産権の取得方法に
変化はありそうですか。

中野 食品業界も知的
財産権の取得方法が多様
化してきたが、大きな変
化はないとみている。以
前に比べて選択肢が増え
て、どの方法であれば強
く、広い権利が取得でき
るかなど、むしろ戦略が
取りやすくなったといえ
る。パラメータ特許や官
能評価においても、強
さ、弱さ、問題点など、
注意すべき点が浮き彫り
になってきたので、それ
らに気を付けることで強
い権利化が可能になり、
その判断も容易にできる
ようになった。

——用途発明について
も同様ですか？

中野 今までの出願は
これからどんどん権利化
され、今後は用途発明の
効力が問題になってくる
と考えられる。現段階で
効力が争われたケースは
あまりないが、上流で取
るか、下流で取るか、同
じような内容の権利が錯
綜している状況が生じて
いる。用途特許は、これ
から裁判を積み重ねてい
くことで今後の戦略につ
ながっていくのでは。現
在は、各社どうするか様
子児の状態といえる。